第1種特定化学物質製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第17条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第1種特定化学物質の名称
- 3 製造設備の構造 (別添図面のとおり)
- 4 製造設備の能力
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 製造設備の構造については、別添図面とすること。

第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第1項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事業者名及びその所在地
- 2 第1種特定化学物質の名称
- 3 変更の種類及びその内容
- 4 変更の理由

第1種特定化学物質製造事業に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

第1種特定化学物質輸入許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第22条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 第1種特定化学物質の名称
- 2 輸入数量

第1種特定化学物質使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業所名及びその所在地
- 2 第1種特定化学物質の名称及びその用途
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

第1種特定化学物質届出使用に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第26条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の種類及びその内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

許可製造業者 第1種特定化学物質許可輸入者地位承継届出書 届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号

- 4 被承継者が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号 第26条第1項の届出を行つた年月日
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

許可製造業者 第1種特定化学物質許可輸入者相続同意証明書 届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名 住所

許可製造業者

次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続がありましたことを証明しま届出使用者

す。

1 被相続人の氏名及び住所

第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号

2 被相続人が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号 第26条第1項の届出を行つた年月日

許可製造業者

3 第1種特定化学物質許 可輸入者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び 届出使用者

住所

- 4 相続開始の年月日
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。

許可製造業者

3 証明書は、第1種特定化学物質許 可輸入者の地位を承継する者として選定さ 届出使用者

れた者以外の相続人全員が記名すること。

許可製造業者 第1種特定化学物質許可輸入者相続証明書 届出使用者

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所 氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

許可製造業者

次のとおり第1種特定化学物質許可輸入者について相続があつたことを証明します。 届出使用者

- 1 被相続人の氏名及び住所
 - 第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号
- 2 被相続人が法第22条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号 第26条第1項の届出を行つた年月日

許可製造業者

- 3 第1種特定化学物質許 可輸入者の地位を承継した者の氏名及び住所 届出使用者
- 4 相続開始の年月日
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 標題中の「許可製造業者」、「許可輸入者」及び「届出使用者」のうち該当しない文字は抹消すること。
 - 3 証明者は、2人以上とすること。

第1種特定化学物質許可製造事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第32条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止に係る第1種特定化学物質の名称
- 2 廃止に係る事業所名及びその所在地
- 3 法第17条第1項の許可を受けた年月日及び許可番号 法第26条第1項の届出を行つた年月日
- 4 廃止の年月日
- 5 廃止の理由
- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 標題中の「許可製造」及び「届出使用」のうち該当しない文字は抹消するこ と。

第1種特定化学物質月別製造数量等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条第1項の規定によ

- り、次のとおり報告します。
- 1. 第1種特定化学物質の月別製造数量
- 2. 第1種特定化学物質の月別在庫数量
- 3. 第1種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

第1種特定化学物質月別使用数量等報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名 住所

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第9条第2項の規定によ

- り、次のとおり報告します。
- 1. 第1種特定化学物質の月別使用数量
- 2. 第1種特定化学物質の月別保管数量
- 3. 第1種特定化学物質の販売先ごとの月別販売数量

様式第11(第9条の2第2項関係)

書 類名	一般1	匕字物?	貨製造	数重等	通出						
提出日(西曆)		年		月		目	-				
あて先	経済	産業大	臣 殿								
1. 届出者の氏名・	住所										
届出者の氏名又	は名称	及び法	人にあ	っつてに	は、その	代表者	音の氏4	Ż			
届出者の住所									 	 	
法人番号											
担当部署、担当		及び連	絡先								
担当部署									 	 	
担当者氏名									 	 	
電話番号									 	 	
メールアドレ	クス								 	 	

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
- 3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届け出なければならない。
- 4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
- 5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によつて 個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
- 6. 記入単位は t として、小数点以下は四捨五入の上、有効数字を1桁として記入すること。なお、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入することもできる。
- 7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとすること。
- 8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「109」又は「198」と記入した場合には、具体的な用途名を記載する
- 9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
- 10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

・輸入した一般化学 法第8条第2項におい 査の処理番号(7桁)	いて準用	する新規						理番号]	しの欄に	右詰め	で新規	化学物	質に関う
官報公示名称1 官報整理番号1									(官報	整理番	番号は左	生詰め	.)
製造・輸入した化学物				で示さ	れる場合	は、以	下の欄	も用いて	当該官	報整理	番号と対	対応する	5官報公
を上記を含めて主要	な3つま	で記載す	「ること。										
官報公示名称2													
官報公示名称2 官報整理番号2		_							(官報	整理番	番号は左	生詰め)
		_							(官報	整理番	番号は左	左詰め)
官報整理番号2				 							番号はカ 番号はカ		<u>.</u>

西曆	形			白	F度実績値				
年度計		輸入合	計数量		t)	製造数量	(t)	輸入数量	(t)
	出荷名	合計数:	量	(t)				,
(3)用途別出	占荷数量	ţ							
用途	番号]	具体的	用途()	出荷数量	(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
				具体的	用途()		(t)
				具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
				具体的	用途()		(t)
				具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
]	具体的	用途()		(t)
				具体的	用途()		(t)

様式第12(第9条の3第2項関係)

書類名	優先評価化学物質製造数量等届出書
提出日(西暦)	
あて先	経済産業大臣 殿
1. 届出者の氏名・	住所
届出者の氏名又	は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
届出者の住所	
/曲四名 ♥ / LL///	
法人番号	
担当部署、担当	者氏名及び連絡先
担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレ	Z

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
- 3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届け出なければならない。
- 4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
- 5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
- 6. 記入単位は t として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
- 7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとすること。
- 8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
- 9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
- 10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1)化学物質名称等 優先評価化学物質の官	報公示名称と番	号						
官報公示名称1								
物質管理番号			(物質	管理番号は	は左詰め)			
官報整理番号1					(†	官報整理番号に	は左詰め)
製造・輸入した化学物質 製造・輸入した化学		価化学物質	重の官報公司	そ名称と一致	でする場合に	は記載不要		
物質名称								
CAS登録番号(CA	AS RN)					_		_
製造・輸入した化学 応する官報公示名	学物質が2つ以。 称を上記を含め	上の官報整)て主要な3	理番号で示 3つまで記載	される場合 <i>は</i> すること。	は、以下の	欄も用いて当ま	亥官報整理	理番号と対
官報公示名称2								
官報整理番号2					(1	官報整理番号は	は左詰め))
官報公示名称3								
官報整理番号3					(1	官報整理番号は	は左詰め))
高分子化合物の該当の	有無(該当する場	景合は○印	を記入)					
(2)製造数量、輸入数量及								
西暦		度実績値						
年度計 製造·輸入台	合計数量 (t	ĺ	製造数量		(t)	輸入数量		(t)
出荷合計数	(t)						
3. 化学物質の製造等								
(1)製造した事業所名及で	びその所在地							
(2)当該化学物質を製造し	した都道府県別	製造数量又	くは輸入した	場合は製造	された国・	地域別輸入数	量	
都道府県番号	製造数量	I	(.)	国·地域番	号	輸入数量		
		<u> </u>	(t) (t)					(t)

(3)都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	号 「	用途番号及び詳細	用途番号 		出荷数量 	(t)
:	具体的用途	()](t)
	[具体的用途	(_)		(t)
	[具体的用途	(_)		(t)
,	[具体的用途	(_)		(t)
:	[具体的用途	(_)		(t)
:	[具体的用途	()		(t)
	[具体的用途	(- 🗀)		(t)
	[具体的用途	(-)	<u> </u>	(t)
	[具体的用途	(_)		(t)
	[具体的用途	(- 🗀)		(t)
	[具体的用途	(- 🗀)	<u> </u>	(t)
	[具体的用途	(- 🗀)		(t)
:	[具体的用途	(-)		(t)
	[具体的用途	(-)		(t)
	[具体的用途	(-)		(t)

様式第13(第10条第2項、第15条第2項関係)

書類名	監視化学物	勿質又は	第2種	特定化	学物質	[等製]	告数量	等届出	書				
提出日(西暦)		年		月		日	-						
あて先	経済産業プ	大臣 殿											
1. 化学物質の区分	分及び届出る	子の氏名	• <u>住所</u>										
	質(法第13多 化学物質(法	条第1項) 第35条第 用製品(約 2質又は第	第6項) 去第35 第2種特	条第6』	項)		製品の資] - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	予定数	女量又	は変更	数量は	`
届出者の氏名又	は名称及び	法人にあ	つては	t、その	代表者	か氏/	占 						
届出者の住所													
法人番号]
担当部署、担当	者氏名及び記	車絡先											
担当部署													
担当者氏名													
電話番号													
メールアドレ	·ス												

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
- 3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 kg 以上の場合は届け出なければならない。
- 4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
- 5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
- 6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によつて 個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
- 7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
- 8. 製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。
- 9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
- 10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造数量及び輸入数量等(実績値	の報告)											
(1)化学物質名称等 監視化学物質又は第2種特定化学物 監視化学物質又は	質等の	名称と	番号										
第2種特定化学物質等の名称 物質管理番号						(物質	管理番	号はス	生詰め)				
製造・輸入した化学物質の名称と番号 製造・輸入した化学物質が監視		質又に	は第2種	特定化	2学物質	質の官	報公示	名称と	:一致す	る場合	な、記	載不要	英
物質名称1 CAS登録番号(CAS RN)1													
物質名称2 CAS登録番号(CAS RN)2		<u>-</u>		 			<u>-</u>		 _				<u>-</u>
物質名称3				 T	 I		 T		 I				
CAS登録番号 (CAS RN) 3 (2)製造数量、輸入数量及び出荷数量													
西曆	年度第	 実績値											
年度計 製造·輸入合計数量	(kg)		製造数	数量			(kg)		輸入数	女量			(kg)
出荷合計数量	(kg)												
製品中に含まれる第2種特定化	∠学物質 (%)	の含有	事率										
3. 化学物質の製造等													
(1)製造した事業所名及びその所在地													

(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量《注:第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量	1	国•地域番号	輸入数量	ı
		(kg)			(kg)
		(kg)			(kg)
		(kg)			(kg)
		(kg)			(kg)
		(kg)			(kg)
(3)都道府県(又は国・	地域別)ごとの用途別出荷	 方数量			
都道府県又は国・地域	成番号 用途番号	<u>号及び詳細</u> 用途 -	全番号 -	出荷数量	(kg)
	具体的用途(_)		
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途(- 🗌		(kg)
	具体的用途(- 🔲		(kg)
	具体的用途(- 🔲		(kg)
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途(- 📄		(kg)
	具体的用途()		(kg)
	具体的用途((kg)

様式第14(第13条第2項、第14条関係)

(第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書) 提出日(西暦) 年 月 日 あて先 経済産業大臣 殿 1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所 届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入) (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質関造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項) 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
あて先 経済産業大臣 殿 1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所 届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入) (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	
あて先 経済産業大臣 殿 1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所 届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入) (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	
1. 届出書の種類及び届出者の氏名・住所 届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入) (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	
届出書の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入) (1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	
(1) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書(法第35条第1項) (2) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書(法第35条第1項) (3) 第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等変更届出書(法第35条第2項) (4) 第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等変更届出書(法第35条第2項)	
届出者の住所	
法人番号	
担当部署、担当者氏名及び連絡先	
担当部署	
担当者氏名	
但 1 年 八 九	
電話番号	

備考

- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2. 本届出書の作成にあたつては、記載要領を参考とすること。
- 3. 四捨五入前の製造・輸入予定合計数量が1.0 kg 以上の場合は届け出なければならない。
- 4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
- 5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
- 6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によって 個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
- 7. 記入単位は kg として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
- 8. 製造予定数量・出荷予定数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する予定数量を含めること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させる場合は、記載不要である。
- 9. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
- 10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

2. 製造予定数量及び輸入予定数量等													
(法第35条第2項の場合は、変更後の数量を記入)													
(1)化学物質名称等 第2種特定化学物質等の名称と	上番号												
第2種特定化学物質等の名称													
物質管理番号				(物質	管理番	:号は左	に詰め)						
製造・輸入する化学物質の名材 製造・輸入する化学物質が貧		質の官報公	示名称と	二一致す	る場合に	ま記載え	不要						
物質名称1													
CAS登録番号(CAS RN)1								_			_		
物質名称2													
CAS登録番号(CAS RN)2								_			_		
物質名称3													
CAS登録番号(CAS RN)3								_			_		
(2)製造予定数量、輸入予定数量	は及び出荷予定数	数量											
西曆	年度												
年度計	¥4- □.	生にと	マルサル	= .				本へコマ	7. 13. 14. 1	= .			
製造·輸入予定合語	T級重	製 定	予定数:	里				期 八 丁	定数量	里			

(kg)

(kg)

製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率 (%)

出荷予定合計数量

(kg)

(kg)

3. 化学物質の製造等

(1)製造する事業所名及びその所在地(輸入予定の場合は製造される国名又は地域名を記入)					
				,	
	2)用途別出荷予定数量				
	用途番号及び詳細用途	番号	(出荷予定数量	(kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)
		具体的用途(((kg)

収 去 証

住所

氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名

収去場所

化学物質名及びその数量

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第5項の規定により収去する。

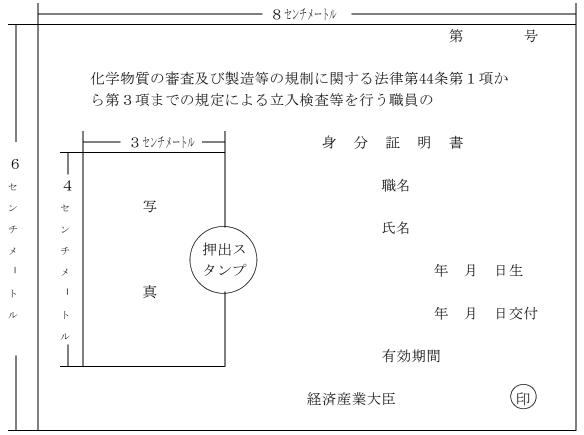
年 月 日

官職 氏 名 印

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合にあつては、官職に代えてその所属を記載すること。

(表面)



(裏面)

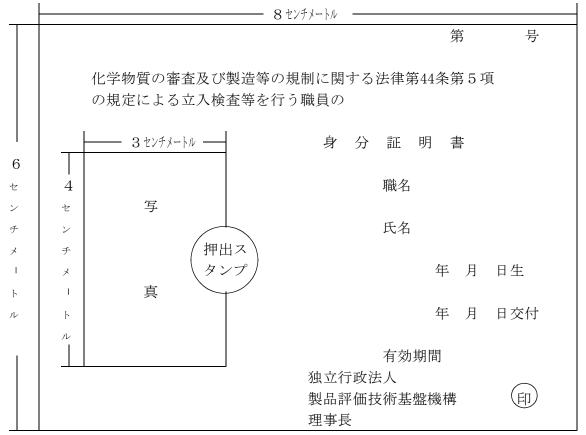
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

- 第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣 は、この法律の施行に必要な限度において、その 職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は 第5条第4項の確認を受けた者の事務所その他の 事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させる

- の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 9 第1項から第3項までの規定による立入検査、 質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認めら れたものと解釈してはならない。 第45条 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立 入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保 するため必要があると認めるときは、機構に対し 、当該業務に関し必要な命令をすることができる
- 第61条

(表面)



(裏面)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

- 第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣 は、この法律の施行に必要な限度において、その 職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は 第5条第4項の確認を受けた者の事務所その他の 事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させる

- の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 7月代はならない。 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、 独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構 」という。)に、第1項から第3項までの規定に よる立入検査、質問又は収去を行わせることがで
- 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入 検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に 対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示 してこれを実施すべきことを指示するものとする

- 機構は、前項の指示に従つて第5項に規定する 立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結 果を経済産業大臣に報告しなければならない。 第5項の規定により機構の職員が立ち入るとき
- 第5項の規定により機構の梱員が立ら入るとさ は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提 示しなければならない。 第1項から第3項までの規定による立入検査、 質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認めら れたものと解釈してはならない。 345条 経済産業大臣は、前条第5項に規定する立 146本 が開来は関土の表表の変更な実施なが規
- る人 大検査、 で問又は収去の業務の適正な実施を するため必要があると認めるときは、機構に対し 、当該業務に関し必要な命令をすることができる
- 。 46条 機構が行う収去について不服がある者は、 経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和37年 法律第160号)による審査請求をすることができ
- る。 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万 円以下の罰金に処する。 四 第44条第1項から第3項までの規定による検し 査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避弃 せず、若しくはなの規定による質問に対して答弁を しず、若しくは強偽の祭弁をした者 、使用人その代表者又は法人では人の代理人 務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたとき がに関し、行為者を罰き刑を、その人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 本条の罰金刑を科する。 三 第58条第3号、第59条又は前条 各本条の罰
 - 金刑

電子情報処理組織使用届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第8条第1項、第9条第1項若しくは第13条第1項の届出、第17条第2項若しくは第21条第1項の申請、同条第2項の届出、第22条第2項の申請又は第26条第1項若しくは第2項、第27条第2項、第32条第1項、第35条第1項、第2項若しくは第6項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる7桁のアラビ ア数字の組合せを記載すること。

電子情報処理組織変更届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、届出者等確認コードを記載すること。

様式第20〔第21条第3項関係〕

電子情報処理組織使用廃止届

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 住所 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第3項の規定に基づき、使用を廃止する電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

- 1 届出者等確認コード
- 2 届出者等コード

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 条第 項の規定による申請(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類 (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載する。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項 を記載するとともに、2枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごと に整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告) の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載 した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 該当事項がない欄は、省略する。